

令和7年度(2025年度)

# 空き家リフォーム補助

申請マニュアル



注意「契約」する前に申請が必要です

1 空き家リフォーム促進事業補助金とは.....	P1
2 補助の要件.....	P2
3 手続きの流れ.....	P6
4 申請の手続き.....	P7
(1) 補助金交付申請.....	P7
(2) 完了実績報告.....	P9
(3) 補助金の額の確定及び補助金の請求.....	P11
5 その他の手続き.....	P11
6 提出書類記入例.....	P12
7 工事の仕様・完了実績報告時必要書類等.....	P22

## 1 空き家リフォーム促進事業補助金とは

空き家は適切に管理しておかないと老朽化が進み、徐々に利活用が困難になってしまいます。そのため、空き家取得後のリフォーム工事やリフォーム済空き家の購入に対して補助を行うことで空き家の流通を促進し、空き家が周囲に悪影響を及ぼす管理不全空家等や特定空家等になる前段階での予防へ取り組みます。

### 【補助制度の注意点】

#### ●申請タイプについて

「空き家取得後リフォーム型」と「リフォーム済空き家購入型」の2タイプです。

申請タイプによって、要件や提出書類が異なりますので、詳しくはP2以降で確認ください。

#### ●申請者と市からの補助金の振り込み先について

・空き家取得後リフォーム型の場合は「工事契約を締結し工事代金を支払う方」、リフォーム済空き家購入型の場合は「売買契約を締結し売買代金を支払う方」を申請者としてください。

・補助金は申請者本人名義の口座に振り込みます。他の口座に振り込むことはできません。

#### ●市からの書類送付先について

・申請者は、補助金の交付申請、実績報告等の手続きを第三者（施工業者等）に委任させることはできますが、市からの書類送付先は申請者本人となりますので、ご注意ください。

#### ●他の補助事業の併用について

・当事業の補助金を他事業の補助金と併用する場合は、対象となる工事箇所が重複しないことを添付資料等により明確に示していただく必要があります。

#### ●申請回数について

・当事業の申請回数は、原則として住宅の取得1回につき1度限りです。

## 2 補助の要件

### (1) 申請タイプ

#### ① 空き家取得後リフォーム型

空き家の取得後、市内業者と請負契約を締結し補助対象工事を行うタイプ

#### ② リフォーム済空き家購入型

買取再販事業者が補助対象工事を実施した空き家を売買により取得するタイプ

### (2) 補助対象者

#### 【共通】

- ① 子育て世帯※1、若者夫婦世帯※2を構成し、自ら居住する方。  
※1 補助金の交付申請時点で、18歳未満の子ども、又は妊娠中の者がいる世帯の方。  
※2 補助金の交付申請時点で、一方が39歳以下である夫婦を含む世帯の方。
- ② 補助対象住宅に、完了実績報告書提出後に2年以上継続して居住することを約束される方。
- ③ 市税に滞納がない方。
- ④ 暴力団員でない、もしくは、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない方。
- ⑤ 国、地方公共団体から、同じ工事に対して補助金の交付を受けていない方。

#### 【空き家取得後リフォーム型】

- ⑥ 空き家の取得者等又はその同一世帯者であり、これから補助対象工事の請負契約を締結しようとする方。
- ⑦ 空き家を賃借した方の場合、リフォーム工事内容や原状回復義務の免除等について、当該住宅所有者全員の同意を得ている方。

#### 【リフォーム済空き家購入型】

- ⑧ 補助対象工事を実施した空き家の建物売買契約をこれから締結しようとする方。

空き家の取得者等とは…

空き家を売買、若しくは相続（3親等以内の親族間の生前贈与を含む。）により取得、又は賃借（3親等以内の親族間の賃借は含まない。）する者で、次のア～ウのいずれかの方。

- ア 交付申請日前の12ヶ月以内に売買により取得した方（売買契約又は購入申込など書面による事前の手続きを行った方を含まます。）。
- イ 相続により取得した方で、現にその住宅に居住していない又は交付申請日前の12ヶ月以内にその住宅に居住を開始した方。
- ウ 交付申請日前の12ヶ月以内に賃借を行った方（賃貸借の契約又は入居申込など書面による事前の手続きを行った方を含まます。）。

### （3）補助対象住宅

以下のすべての要件を満たす住宅。

- ① 売買、若しくは相続により取得、又は賃借する前に空き家であること。

空き家とは…

次のア～ウすべてに該当するもの。

- ア 熊本市内に所在する建築物であって、居住その他の使用がなされていないもの。
- イ 建設工事完了の日から起算して1年を超えているもの。
- ウ 過去に人の居住の用に供したことがあるもの。

- ② 以下のいずれかの要件を満たす住宅。

- ア 昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅
- イ 耐震基準を満たした住宅（補助対象工事と併せて耐震改修を行うものを含む）

### （4）補助対象工事

「空き家取得後リフォーム型」の場合は、熊本市内の個人事業者、又は熊本市内に本店もしくは支店、営業所等を有する法人事業者が請け負った以下の工事、「リフォーム済み空き家購入型」の場合は、熊本市内の買取再販業者が行った以下の工事が対象です。

- ① エコ工事（必須工事）
- ② 子育て対応改修工事

※子育て対応改修はエコ工事を行った場合に限ります。

【工事一覧】

・補助対象工事については、国土交通省「子育てグリーン住宅支援事業」に予め「対象製品」として登録された型番に準じた製品を使用したものが対象となります。

※各工事の仕様等詳細は P22 以降に掲載しています。

補助対象工事				
I E C O 工 事	(1) 断熱改修	ア 開口部	(ア) ガラス交換	
			(イ) 内窓設置	
			(ウ) 外窓交換	
			(エ) ドア交換	
		イ 躯体（屋根・天井・外壁・床）		
	(2) エコ住宅設備の設置	ア 太陽熱利用システム		
		イ 高断熱浴槽		
		ウ 高効率給湯器	(ア) ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	
			(イ) 潜熱回収型ガス給湯 (エコジョーズ)	
			(ウ) 潜熱回収型石油給湯 (エコフィール)	
			(エ) 電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	
		エ 蓄電池		
		オ 節水型トイレ		
	カ 節湯水栓			
2 子 育 て 対 応 改 修 工 事	(1) 家事の負担軽減に資する住宅設備の設置	ア ビルトイン食器洗機		
		イ 掃除しやすいレンジフード		
		ウ ビルトイン自動調理対応コンロ		
		エ 浴室乾燥機		
		オ 宅配ボックス		
	(2) 防犯性の向上に資する開口部の改修			
	(3) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修			
	(4) キッチンセットの交換を伴う対面化改修			

## (5) 補助金額

補助金額は、補助対象工事に係る費用（税抜）の2分の1の額とし、以下の区分に応じた額を限度とします。（千円未満の端数は切り捨てます。）

○居住誘導区域内の空き家をリフォームした場合 40万円

○居住誘導区域以外の空き家をリフォームした場合 30万円

居住誘導区域内外の確認は  
こちらから可能です



※子育て対応改修工事の補助金額は、エコ工事の補助金額以下 かつ 10万円が限度になります。

例えば…

### 例① 居住誘導区域内

エコ工事費100万円 かつ かけた場合

補助対象額 エコ工事費100万円  
× 1/2

補助金 エコ工事費40万円 = 40万円  
(上限：居住誘導区域内40万円)

### 例② エコ工事費30万円 子育て対応改修工事費30万円 かつ かけた場合

補助対象額 エコ工事費30万円 子育て対応改修工事費30万円  
× 1/2 × 1/2

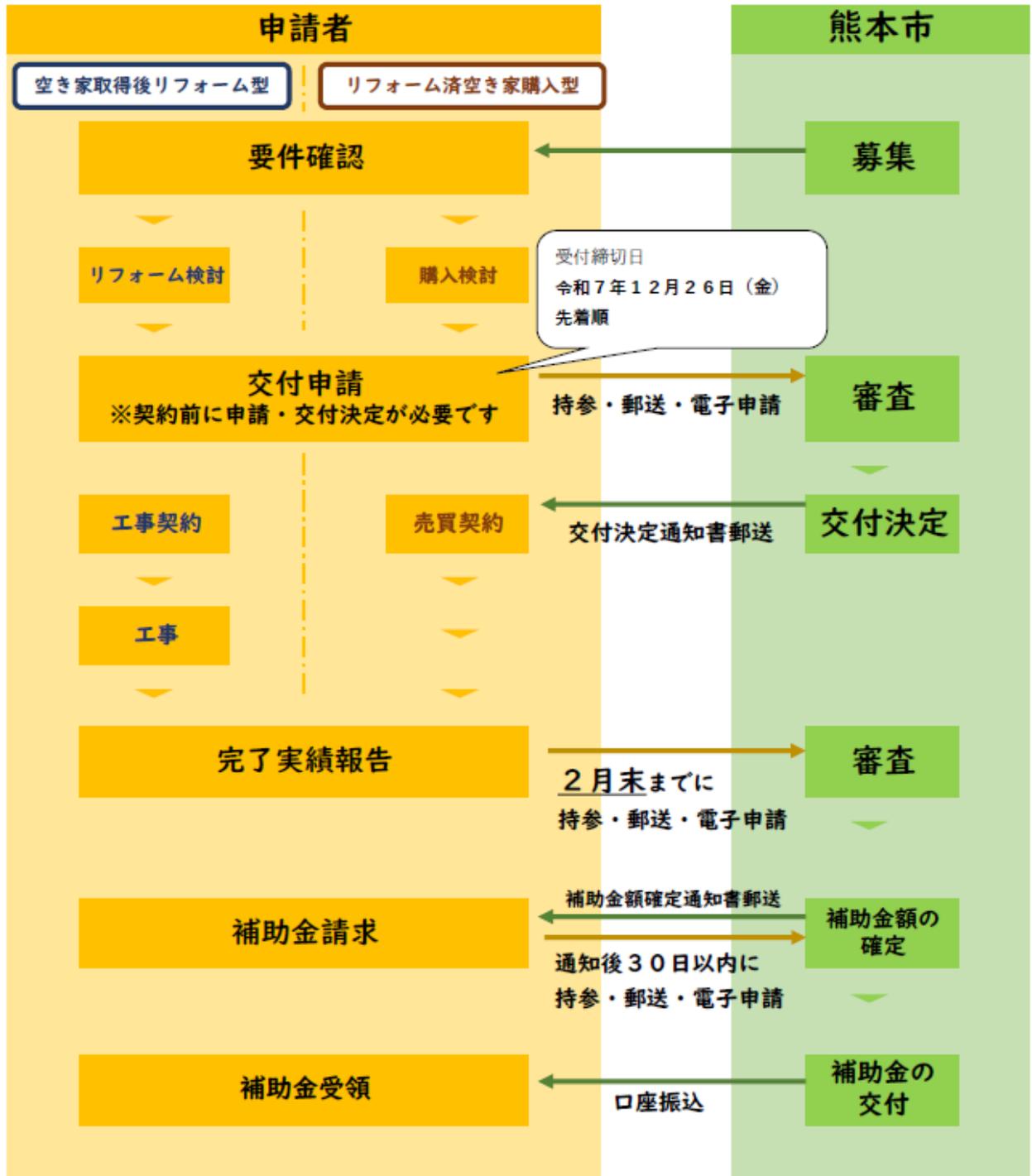
補助金 エコ工事費15万円 子育て対応改修工事費10万円 = 25万円  
(上限：10万円)

### 例③ エコ工事費10万円 子育て対応改修工事費30万円 かつ かけた場合

補助対象額 エコ工事費10万円 子育て対応改修工事費30万円  
× 1/2 × 1/2

補助金 エコ工事費 5万円 子育て対応改修工事費 5万円 = 10万円  
(上限：エコ工事の補助金額以下)

### 3 手続きの流れ



## 4 申請の手続き

### (1) 補助金交付申請

#### ① 交付申請書の提出

受付開始日 令和7年(2025年)4月17日(木)

受付締切日 令和7年(2025年)12月26日(金)

※予算の執行状況により受付期間を変更することがあります。

※交付申請書は先着順に審査します。同日に到達した交付申請書が複数ある場合、抽選となる場合があります。

- 提出方法 補助金交付申請書(様式第1号)と添付書類をまとめて電子申請、窓口へ持参、もしくは、ご郵送ください。
- 持参の場合、窓口は熊本市役所都市建設局空家対策課(市役所本庁舎9階)のみです。  
受付時間 土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く平日の午前8時30分～午後5時15分
- 郵送先 〒860-8601 空家対策課 リフォーム工事補助 担当者あて  
(専用郵便番号のため住所記載不要)

#### ○添付資料

確認欄	提出書類
【共通】	
	世帯全員の住民票の写し(交付申請提出日前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。)また、子育て世帯で、出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の診断経過がわかる書類の写し。
	算出根拠(様式第2号)
	補助対象住宅の位置図(住宅地図のコピー等)
	補助対象住宅の建築年月日(又は工事着工年月日)を証する書類 (登記簿謄本、登記事項証明書の写し、建設確認がなされた建築確認済み証の写し、検査がなされた検査済証の写し等)
【空き家取得後リフォーム型】	
	空き家の取得者等であることを証する書類 (建物売買契約書、登記簿謄本・登記事項証明書の写し、賃貸借契約書の写し等)
	補助対象工事に要する経費が確認できる明細書(見積書等)の写し ※見積書で対象製品番号が確認できない場合は、カタログ等も添付ください。
	賃借人が所有者の同意を得て工事を行う場合は、所有者全員の同意書(様式第4号)
【リフォーム済空き家購入型】	
	買取再販業者が作成する補助対象工事説明書(様式第3号)

② 補助金交付決定通知

熊本市が内容を確認し、補助金交付決定通知書を郵送します。

③ 契約締結

補助金交付決定通知が届いた後に、「空き家取得後リフォーム型」の場合はリフォーム工事契約を締結し工事に着手してください。「リフォーム済空き家購入型」の場合は建物売買契約を締結してください。

※補助金交付決定通知書に記載の日付以降に契約してください。

## (2) 完了実績報告

完了実績報告の提出期限 **令和8年(2026年)2月27日(金)**まで

※空き家取得後リフォーム型である場合は補助対象工事が完了後、

リフォーム済空き家購入型である場合は補助対象工事を行った空き家を取得した後

- 提出方法 完了実績報告書(様式第8号)と添付書類をまとめて窓口へ持参、もしくは、ご郵送ください。※受付時間等は「交付申請書の提出」と同様。

### ○添付資料

確認欄	提出書類
<b>【共通】</b>	
	施工写真(使用する材料や設備機器等が、市が指定する仕様・性能を備えることを証する写真) ※工事写真の整理にあたっては、次ページの工事写真台紙(ひな形)を参考にしてください。 ※写真の撮り方等については、工事内容に応じて「工事の仕様・完了実績報告時の必要書類等」(P22以降)を参照ください。
	補助対象工事に係る施工箇所及び施工内容を記載した図面
	補助金交付申請者の世帯全員の住民票の写し(完了実績報告書提出前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。)(交付申請以降に補助対象住宅に転居した場合に提出すること。)
	補助対象住宅の耐震性能を有することを証する書類(昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅の場合に提出すること。) ・耐震診断結果報告書の写し ・建築士等が発行する耐震基準適合証明書 ・補強計画書の写し及び耐震改修工事が完了したことを証する書類
<b>【空き家取得後リフォーム型】</b>	
	補助対象工事の契約を明らかにする書類の写し(契約書、注文書等)及び補助対象工事に要した経費が確認できる明細書(請求書等)の写し
	補助対象工事に要した経費が確認できる施工業者からの領収書等の写し
<b>【リフォーム済空き家購入型】</b>	
	建物売買契約書の写し
	建物売買契約書に係る費用を支払ったことがわかる書類(領収書等)

【工事写真台紙（ひな形）】

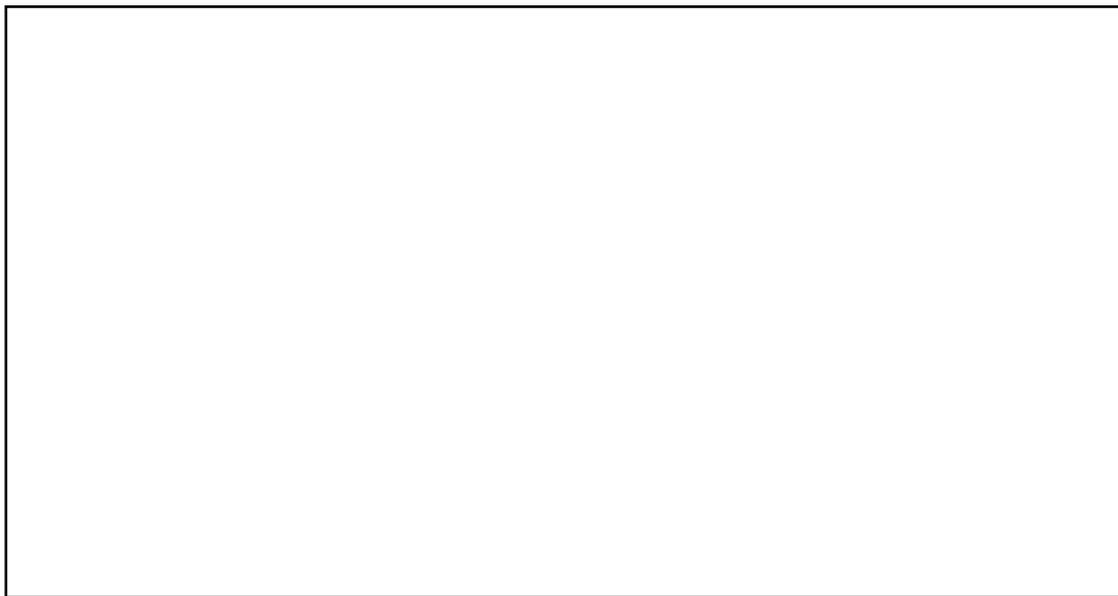
工事写真

申請者氏名

工事内容：

工事場所：

【工事前】（撮影日 年 月 日）



【工事後】（撮影日 年 月 日）



### (3) 補助金の額の確定

完了実績報告書(様式第8号)の内容を市が審査し、適当と認めるときは補助金額確定通知書(様式第9号)を申請者へ送付します。

### (4) 補助金の請求

申請者は、補助金額確定通知書(様式第9号)の通知日から起算して30日以内に補助金請求書(様式第10号)をまとめて窓口へ持参、もしくは、ご郵送ください。※受付時間等は「交付申請書の提出」と同様。

### (5) 補助金の交付

市は、補助金請求書を確認した後に、1~2カ月以内に補助金を交付します。  
※市から入金済みの連絡は行いません。通帳を確認していただき、補助金が振り込まれていたら終了となります。

## 5 その他の手続き

### (1) 変更する場合

補助対象工事の内容や契約額、施工業者等を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書(様式第6号)に掲げる書類を添えて提出し、承認を受ける必要があります。  
※契約等に変更がある場合は、必ず変更の契約等を締結する前に提出してください。

①変更の内容がわかる書類

②その他市長が必要と認める書類

その結果を補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第7号)により通知します。

### (2) 事業を中止または廃止する場合

交付決定後、リフォーム工事等をとりやめる場合は、速やかに補助事業中止(廃止)届(様式第13号)を提出する必要があります。

届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、取消通知書により通知します。

## 6 提出書類記入例

様式第1号（第7条関係）

令和6年 8月 31日

熊本市長 （宛）

申請者 住 所 熊本市中央区手取本町●丁目●-●

リフォーム工事契約者の氏名、  
現住所をご記入ください

フリガナ  
氏 名  
電話番号

クマモト タロウ  
熊本 太郎  
096-328-2514

### 補助金交付申請書

熊本市空き家リフォーム促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請区分	第3条第2号 <input checked="" type="checkbox"/> ア 空き家取得後リフォーム型 <input type="checkbox"/> イ リフォーム済空き家購入型
補助対象住宅の所在地（地番）	熊本市 中央 区 桜町●●●●●番
補助対象住宅の所在地（住居表示）	熊本市 中央 区 桜町●丁目●-●
居住誘導区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
延べ床面積 （併用住宅の場合のみ記入）	住宅部分 m <sup>2</sup> 住宅以外の部分 m <sup>2</sup>
補助金交付申請額	400,000 円

地番を記入（登記事項証明書、固定資産税通知書を確認してください）

熊本市地図情報サービスから確認できます。  
ご不明な場合はお問合せください。

様式第2号（オ）

第3条第2号 ア 空き家取得後リフォーム型

リフォーム工事契約 予定年月日	令和6年 9月 14日
リフォーム工事完了 予定年月日	令和6年 10月 15日

第3条第2号 イ リフォーム済空き家購入型

リフォーム済空き家購入 予定年月日	年 月 日
----------------------	-------

内容を確認のうえ、1~6の項目にチェックをお願いします

1 補助対象住宅

- 当該住宅は取得前に空き家であり、かつ、建設工事完了の日から起算し1年を超えており、過去に人が住んだことがあります。

（裏面へ続く）

2 補助対象住

どちらかにチェック

- 昭和56年5月31日以前に完成した住宅です。又は、昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅で耐震診断を実施し、耐震性能を有していることを確認しています。
- 本事業と併せて耐震改修を実施し、耐震性能を有することを確認する予定です。  
なお、耐震性能を有することを証する書類について完了実績報告書時に提出することについて、同意します。

3 補助対象住宅への居住について

- 私は、完了実績報告書を提出してから2年以上継続して当該住宅を生活の本拠として居住することに同意します。

4 市税の滞納がないことについて

- 私は、市税について滞納がないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本市納税課へ照会することについて、同意します。

5 暴力団の排除について

- 私は、世帯全員が、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び、完了実績報告時における世帯全員がこれらに該当しないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本県警本部へ照会することについて、同意します。

6 その他

- 1から5の項目について、これらに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還命令を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

7 添付書類

- (1) 補助金交付申請者の世帯全員の住民票の写し（完了実績報告書提出前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。）  
また、子育て世帯で、出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の診断経過がわかる書類の写し
- (2) 算出根拠（様式第2号）
- (3) 補助対象工事住宅の位置図
- (4) 補助対象工事住宅の建築年月日（又は工事着工年月日）を証する書類
- (5) 空き家取得後リフォーム型である場合は、取得者等であることを証する書類
- (6) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事に要する経費が確認できる明細書（見積書等）の写し
- (7) リフォーム済空き家購入型である場合は、買取再販業者が作成する補助対象工事説明書（様式第3号）
- (8) 空き家取得後リフォーム型である場合は、借借人が所有者の同意を得て工事を行う場合は、所有者全員の同意書（様式第4号）

算出根拠

補助対象工事			補助対象工事費 (税抜き)		
1 エコ 工事 必須 工事	(1) 断熱改修	ア 開口部	(ア) ガラス交換	円	
			(イ) 内窓設置	円	
			(ウ) 外窓交換	円	
			(エ) ドア交換	円	
		イ 躯体		円	
	(2) エコ住宅設備 の設置	ア 太陽熱利用システム		円	
		イ 高断熱浴槽		498,900 円	
		ウ 高効率 給湯器	(ア) ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)		円
			(イ) 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)		円
			(ウ) 潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)		199,000 円
			(エ) 電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)		円
		エ 蓄電池		円	
		オ 節水型トイレ		円	
	カ 節湯水栓		円		
エコ工事補助対象工事費合計			697,900 円 … (ア)		
エコ工事補助額 ( (ア) × 1/2 )			348,950 円 … (イ)		
2 子育て 対応 改修 工事	(1) 家事の負担軽減に資する住宅設備の設置	ア ビルトイン食器洗機	円		
		イ 掃除しやすいレンジフード	円		
		ウ ビルトイン自動調理対応コンロ	円		
		エ 浴室乾燥機	250,000 円		
		オ 宅配ボックス	円		
	(2) 防犯性の向上に資する開口部の改修		円		
	(3) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修		円		
	(4) キッチンセットの交換を伴う対面化改修		円		
子育て対応改修工事補助対象工事費合計			250,000 円 … (ウ)		
子育て対応改修工事補助額 ( (ウ) × 1/2 ) ※上限10万円			100,000 円 … (エ)		
補助金交付申請額	いずれかにチェックし、上限額の範囲内で金額をご記入ください	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内 (上限40万円)	円 … (オ)		
		<input checked="" type="checkbox"/> 居住誘導区域外 (上限30万円)	300,000 円		

補助対象工事説明書

補助対象工事			工事内容		
1 エコ 工 事	(1) 断熱改 修	ア開口部	<input type="checkbox"/> (ア) ガラス交換		
			<input type="checkbox"/> (イ) 内窓設置		
			<input type="checkbox"/> (ウ) 外窓交換		
			<input type="checkbox"/> (エ) ドア交換		
		<input type="checkbox"/> イ 躯体			
	(2) エコ住 宅設 備 の設 置	<input type="checkbox"/> ア 太陽熱利用システム			(高断熱浴槽)
		<input checked="" type="checkbox"/> イ 高断熱浴槽			メーカー名：〇〇〇〇〇
		ウ高効率給 湯器	<input type="checkbox"/> (ア) ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)		製品名：〇〇〇〇〇〇〇
			<input type="checkbox"/> (イ) 潜熱回収型給湯機 (エコフィール)		製品型番：〇〇〇〇〇〇
			<input type="checkbox"/> (ウ) 潜熱回収型石油給湯 (エコフィール)		工事費用：〇〇円（税抜き）
<input type="checkbox"/> (エ) 電気ヒートポンプ・ 熱交換型給湯機 (ハイブリッド給湯機)			(高効率給湯器)		
	<input type="checkbox"/> オ 節湯水栓	メーカー名：〇〇〇〇〇			
	<input type="checkbox"/> カ 節湯水栓	製品名：〇〇〇〇〇〇〇			
	<input type="checkbox"/> キ 節湯水栓	製品型番：〇〇〇〇〇〇			
	<input type="checkbox"/> ク 節湯水栓	工事費用：〇〇円（税抜き）			
2 子 育 て 対 応 改 修 工 事	(1) 家事の 負担軽 減に資 する住 宅設 備 の設 置	<input type="checkbox"/> ア ビルトイン食器洗機	(浴室乾燥機)		
		<input type="checkbox"/> イ 掃除しやすいレンジフード	メーカー名：〇〇〇〇〇		
		<input type="checkbox"/> ウ ビルトイン自動調理対応コンロ	製品名：〇〇〇〇〇〇〇		
		<input checked="" type="checkbox"/> エ 浴室乾燥機	製品型番：〇〇〇〇〇〇		
		<input type="checkbox"/> オ 宅配ボックス	工事費用：〇〇円（税抜き）		
	<input type="checkbox"/> (2) 防犯性の向上に資する開口部の改修				
	<input type="checkbox"/> (3) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修				
<input type="checkbox"/> (4) キッチンセットの交換を伴う対面化改修					
補助対象工事の内容は上記のとおり、相違ありません。					
(買取再販事業者)		住所	令和6年 8月 25日		
	商号	熊本市南区富合町清藤●●●●	空家対策ホーム 株式会社		
	代表者	南野 花子	空家対策 株式会社印		

工事費用には製品代金のほかに、既存設備の撤去・処分費用や諸経費を含めた合計金額をご記入ください。

書類を作成した  
日付を記入

令和6年 8月30日

様式第4号（第7条関係）

熊本市長 （宛）

### 同意書

以下について、同意します。

- 1 下記の住宅について、補助金交付申請者が住宅改修工事を行い、「熊本市空き家リフォーム促進事業」の補助金交付を受けること
- 2 当該住宅の補助金交付を受けた工事内容については、賃貸借契約における原状回復義務を免除し、相当の期間継続して使用すること

【補助対象住宅の所在地（地番）】

熊本市中央区桜町●●●●番

(所有者住所) 熊本市東区健軍●丁目●-●

(所有者氏名) 東野 一子

(所有者住所) 熊本市北区植木町●●●-●

(所有者氏名) 北村 二男

(所有者住所)

(所有者氏名) 印

所有者本人の自署  
所有者本人の印鑑

東  
印  
野

北  
印  
村

(建物の)所有者全員の同意が必要です

必ず本人が自署してください

〈本人自署〉

(申請者住所) 熊本市中央区手取本町●丁目●-●

(申請者氏名) 熊本 太郎

※確認書類として、登記簿謄本（原本）を添付すること。

提出時に記入

様式第6号（第9条関係）

令和6年 9月13日

熊本市長 （宛）

申請者 住 所 熊本市中央区手取本町●丁目●-●

補助金交付決定通知書右上の日付  
番号を記入してください

氏 名 熊本 太郎

補助金交付変更承認申請書

令和6年 9月 9日付け 空対発第 ●●● 号で補助金交付決定通知のあった熊本市空き家リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助対象住宅  
の所在地(地番) 熊本市 中央 区 桜町●●●●番

2 変更する内容（下記の○印をつけている項目が該当）

○	補助金額	既交付決定額	400,000 円
		変更交付申請額	350,000 円
	完了期限	交付決定通知に付された完了期限	年 月 日
		変更申請完了期限	年 月 日
	その他		
【変更理由】 諸事情によりリフォーム内容を見直し、当初予定していた○○工事を取りやめたことにより、工事にかかる費用が当初申請額から減額されたため。			

変更理由を具体的に記入してください

- 3 添付書類
- (1) 変更の内容がわかる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

提出時に記入

令和6年 11月16日

熊本市長 （宛）

申請者 住 所  
氏 名

補助金交付決定通知書右上の日付  
番号を記入してください

完了実績報告書

令和6年 9月 9日付け 空対発第 ●●●号で交付決定通知のあった熊本市空き家  
リフォーム促進事業補助金について、補助事業が完了したので、関係書類を添え下記のとおり  
報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地(地番) 熊本市 中央区 桜町●●●●番

2 交付決定額 金 400,000 円

補助金交付決定通知に記載されてい  
る交付決定金額を記入してください

3 完了日 令和6年11月 6日

4 ~~住民基本台帳情報閲覧~~ 内容を確認のうえ、チェックをお願いします

私は、第3条第4号の確認のために、熊本市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

5 添付書類

- (1) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）及び補助対象工事に要した経費が確認できる明細書（請求書等）の写し
- (2) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事に要した経費が確認できる施工業者からの領収書等の写し
- (3) リフォーム済空き家購入型である場合は、建物売買契約書の写し
- (4) リフォーム済空き家購入型である場合は、建物売買契約書に係る費用を支払ったことがわかる書類
- (5) 施工写真（使用する材料や設備機器等が、市が指定する仕様・性能を備えることを証する写真）
- (6) 補助対象工事に係る施工箇所及び施工内容を記載した図面
- (7) 世帯全員の住民票の写し（完了実績報告書提出日以前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。）（交付申請以降に補助対象住宅に転居した場合に提出すること。）
- (8) 補助対象住宅の耐震性能を有することを証する書類（昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅の場合に提出すること。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

提出時に記入

様式第10号（第12条関係）

令和6年12月17日

熊本市長 (宛)

申請者 住所 熊本市中央区手取本町●丁目●-●  
氏名 熊本 太郎  
電話番号 096-328-2514

補助金請求書

令和6年12月7日付け 空対発第●●●号で補助金額確定通知のあった熊本市  
空き家リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象住宅  
の所在地(地番) 熊本市 中央区 桜町●●●●番

2 請求金額 金 400,000 円

3 口座振込先

申請者名義の口座をご記入ください

		金融機関名	
●●		銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	○○○○○○○○○○
フリガナ	クマモト タロウ		
口座名義	熊本 太郎		

提出時に記入

様式第12号（第14条関係）

和6年 9月13日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

熊本市中央区手取本町●丁目●-●

氏 名

熊本 太郎

電話番号

096-328-2514

補助金交付決定通知書右上の日付  
番号を記入してください

補助事業中止（廃止）届

令和6年 9月 9日付け 空対発第 ●●●号で交付決定通知のあった熊本市空き  
家リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので届け出ます。

記

- 1 補助対象住宅  
の所在地(地番) 熊本市 中央区 桜町●●●●番
- 2 中止（廃止）理由  
諸事情によりリフォーム工事を取りやめたため。

様式第13号（第15条関係）

提出時に記入

令和6年 8月 31日

熊本市長 (宛)

申請等事務代行届

私は、西野 一男を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の申請書等の提出を委任しました。

記

- 1 熊本市空き家リフォーム促進事業補助金申請に係る2に示す申請及び報告等のうち、全ての提出を代理者に委任される場合は、下記の欄に○をつけてください。

○	熊本市空き家リフォーム促進補助金に係る2に示す申請及び報告書等のすべての提出を委任
---	---

- 2 熊本市空き家リフォーム促進補助金申請に係る申請及び報告等のうち一部の提出を委任する場合は、下記の項目の中から該当する欄に○をつけてください。

	補助金交付申請		補助金交付変更承認申請
	完了実績報告		補助金請求
	補助事業中止（廃止）届		

補助対象住宅の

所在地（地番） 熊本市 中央区 桜町●●●●番

押印をお願いします

申請者（委任する方）

住所 熊本市中央区手取本町●丁目●-●

氏名 熊本 太郎



※ 申請書類等はすべて申請者名を記入して下さい。

代理者（窓口に来る方）

住所 熊本市西区区小島●丁目●-●

氏名 西野 一男

電話番号 096-329-1111

## 7 工事の仕様・完了実績報告時必要書類等

補助対象工事 一覧				
補助対象工事について、国土交通省「子育てグリーン住宅支援事業」に予め「対象製品」として登録された型番に準じた製品を使用したものが対象となります。				
1 エコ工事	(1) 断熱改修	ア 開口部	(ア) ガラス交換	
			(イ) 内窓設置	
			(ウ) 外窓交換	
			(エ) ドア交換	
		イ 躯体（屋根・天井・外壁・床）		
	(2) エコ住宅設備の設置	ア 太陽熱利用システム	イ 高断熱浴槽	
				ウ 高効率給湯器
		(イ) 潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)		
		(ウ) 潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)		
		(エ) 電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)		
		エ 蓄電池		
オ 節水型トイレ				
カ 節湯水栓				
2 子育て対応改修工事	(1) 家事の軽減に資する住宅設備の設置	ア ビルトイン食器洗機		
		イ 掃除しやすいレンジフード		
		ウ ビルトイン自動調理対応コンロ		
		エ 浴室乾燥機		
		オ 宅配ボックス		
	(2) 防犯性の向上に資する開口部の改修			
	(3) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修			
	(4) キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事			

【1 エコ工事】【2 子育て対応改修工事】		
共通	補助対象工事について、国土交通省「子育てグリーン住宅支援事業」に予め「対象製品」として登録された型番に準じた製品を使用したものを対象とする。	対象製品の検索はコチラから※ 

※QR コード先の製品のうち、エコ住宅設備の設置の「エネファーム」、バリアフリー改修の「衝撃緩和畳」、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置の「エアコン」は本事業の対象外となりますのでご注意ください。

【1 エコ工事】	
対象工事	<p>(1) 断熱改修</p> <p>ア 開口部の断熱改修</p> <p>(ア) ガラス交換、(イ) 内窓設置、(ウ) 外窓交換、(エ) ドア交換</p>
仕様・性能	<p>改修後の開口部の熱貫流率および日射熱取得率が国土交通省「子育てグリーン住宅支援事業」に示す一定の基準値以下となるよう行う、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する断熱改修を対象とする。</p> <p>(ア)ガラス交換 既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう（ドアに付いているガラスのみ交換の改修は対象外）。</p> <p>(イ)内窓設置 既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。ただし、外皮部分に位置する既存外窓（ドア）の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。</p> <p>(ウ)外窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。</p> <p>(エ)ドア交換 既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。</p>
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・使用材料（内窓、外窓、ガラス等）に貼られた製品ラベル（製品の納入時に貼り付けられているメーカー発行のガラスラベル（出荷ラベル）やサッシに貼られた製品名・型番）などの拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料</li> </ul> <p>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</p>

<p>工事写真の 撮り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修を行う開口部1か所ごとに撮影してください。</li> <li>・工事前と工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・使用材料（内窓、外窓、ガラス等）に貼られた製品ラベル等を、型番等の文字がよめるようアップで撮影してください。</li> <li>・補助対象は、外気に面する開口部に設置した窓（ドア）であるため、シャッター等が閉まっていて外の風景が確認できない、すりガラスや夜間に撮影したことで外の風景が確認できない、車庫や土間に面しており、外気に面すること（断熱ライン）が確認できないことにならないよう注意して撮影してください。</li> </ul>
<p>その他注意 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部（窓、ドア）1か所からでも対象になります。</li> <li>・既存の開口部（窓・ドア）のサイズが改修に伴って変更する場合も対象となります。</li> <li>・既存の外壁を開口部（窓・ドア）に変更する工事は対象外です。</li> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存開口部（窓、ドア）の撤去、処分費用</li> <li>※開口部（窓、ドア）周囲の復旧費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> <li>注）開口部（窓、ドア）が設置されている壁全面の撤去・復旧費用は含まれません。</li> </ul>

【1 エコ工事】	
対象工事	(1) 断熱改修 イ 躯体（屋根・天井・外壁・床）
仕様・性能	<p>原則として次の JIS に該当し、熱伝導率[W/(m・K)]が 0.052 以下のノンフロン製品で、性能担保及び品質管理体制について以下の(ア)～(ウ)の種類のいずれかを満たすものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する JIS                JIS A9504、JIS A9511、JIS A9521、JIS A9523、JIS A9526、JIS A5905、JIS A5901、JIS A5914</li> <li>・性能担保及び品質管理体制                (ア) JIS 認証を取得し JIS マークが表示されている製品                (イ) JIS 認証を取得していないが、第三者により、JIS と同等の性能及び品質管理体制が確認されているもの                (ウ) JIS に対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q1000 又は JIS Q17050-1 による自己適合宣言が行われ、JIS と同等以上の性能及び品質管理体制を有していることを証する資料等 ((イ)の第三者による確認と同程度のものに限る) の提供を行うことができるもの</li> </ul> <p>なお、改修後の部位ごとによる断熱材最低使用量については、国土交通省「子育てグリーン住宅支援事業」の「外壁、屋根、天井または床断熱改修」に準じる。</p>
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●断熱材の敷設範囲を明記した平面図など</li> <li>●工事写真（全て同じアングルで、施工部位ごとに撮影してください）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前（仕上げ材撤去前）の写真</li> <li>・工事中（断熱材を敷設する作業状況が確認できる）の写真</li> </ul>               ※断熱材の使用部材が写るよう撮影してください。工事後に撮影されたものは不可です。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事後（仕上げ材復旧後）の写真</li> <li>・使用材料（断熱材）の印字や製品ラベル等で、型番や性能を確認できる写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料                ※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul>

<p>工事写真の 撮り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修を行う室ごと、部位（屋根、天井、外壁、床）ごとに、できる限り部位全体が写るように撮影してください。</li> <li>・工事前、工事中、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・断熱材の印字や製品ラベル等を、型番等の文字が読めるようアップで撮影してください。</li> </ul>
<p>その他注意 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱改修は一部のみでも対象となります。（例：リビングの床のみ）</li> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※断熱材設置に伴う既存材の撤去・処分費用、仕上げ復旧工事費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【1 エコ工事】	
対象工事	(2) エコ住宅設備の設置 ア 太陽熱利用システム
仕様・性能	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真(同じアングル)</li> </ul> </li> </ul> <p>※工事前は、撤去前の住宅設備全体(集熱器を含む)が確認できること。  ※工事後は、設置された住宅設備全体(集熱器を含む)が確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽熱利用システムのメーカー名や型番、製品名等が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補足資料</li> </ul> <p>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</p>
工事写真の 撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所(室名・部位等)、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・太陽熱利用システムの全体がわかる写真と、製品のメーカー名、型番等が確認できるラベル等の写真を文字が読めるようアップで撮影してください。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムではありません。</li> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【1 エコ工事】	
対象工事	(2) エコ住宅設備の設置 イ 高断熱浴槽
仕様・性能	JIS A5532：2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・ユニットバスのメーカー名や型番、製品名、タイプ等が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul> </li> </ul>
工事写真の 撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・使用製品のラベル等を、型番等の文字が読めるようアップで撮影してください。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存浴室の撤去、処分費用</li> <li>※洗面室等浴室に隣接した壁の復旧工事費用</li> <li>※ユニットバス設置に伴う設備工事（給湯器除く）</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【1 エコ工事】	
対象工事	(2) エコ住宅設備の設置 ウ 高効率給湯器
仕様・性能	<p>(ア)ヒートポンプ給湯機 (エコキュート) JIS C9220：2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上 (ただし寒冷地仕様は 2.7 以上) であること。</p> <p>(イ)潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ) 給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7%以上であること。</p> <p>(ウ)潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール) 油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあって、モード熱効率が 81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。</p> <p>(エ)電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102%以上であること。</p>
完了実績報告時 必要書類等	<p>●工事箇所を明記した平面図</p> <p>●工事写真</p> <p>・工事前、工事後の写真 (同じアングル)</p> <p>※工事前は、撤去前の住宅設備全体が確認できること。</p> <p>※工事後は、設置された住宅設備全体が確認できること。</p> <p>・高効率給湯器のメーカー名や型番、製品名、タイプ等が確認できるラベル等の拡大写真</p> <p>●補足資料</p> <p>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</p>

<p>工事写真の 撮り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・ 申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・ 高効率給湯器の全体がわかる写真と、製品のメーカー名、型番等が確認できるラベル等の写真を文字が読めるようアップで撮影してください。</li> </ul>
<p>その他注意 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目</li> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul>

【1 エコ工事】	
対象工事	(2) エコ住宅設備の設置 エ 蓄電池
仕様・性能	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・蓄電池のメーカー名や型番、製品名等詳細が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul> </li> </ul>
工事写真の 撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・使用製品のラベル等を、型番等の文字が読めるようアップで撮影してください。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【1 エコ工事】	
対象工事	(2) エコ住宅設備の設置 オ 節水型トイレ
仕様・性能	JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又は JIS A5207:2019 又は JISA5207:2022 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・便器・タンクのメーカー名や型番、製品名、タイプ、JIS 表示等が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul> </li> </ul>
工事写真の撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・工事後の便器・タンクに貼られている、製品のメーカー名、型番等が確認できるラベル等の文字が読めるようアップで撮影してください。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【1 エコ工事】	
対象工事	(2) エコ住宅設備の設置 カ 節湯水栓
仕様・性能	JIS B2061：2023 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・節湯水栓のメーカー名や型番、製品名、タイプ等が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul> </li> </ul>
工事写真の 撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> <li>・台所、洗面化粧台、浴室の改良後の状態が分かる写真と、工事後の節湯水栓に貼られている、製品のメーカー名、型番等が確認できるラベル等の写真を文字が読めるようアップで撮影してください。</li> <li>・シャワー水栓の写真は、シャワーヘッドと洗い場水栓の両方を撮影してください。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(1) 家事の軽減に資する住宅設備の設置 ア ビルトイン食器洗機
仕様・性能	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・メーカー名や型番、製品名等が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul> </li> </ul>
工事写真の 撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> </ul>
その他注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(1) 家事の軽減に資する住宅設備の設置 イ 掃除しやすいレンジフード
仕様・性能	<p>次の(ア)～(ウ)のすべてを満たすものであること。</p> <p>(ア)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。</p> <p>(イ)レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。</p> <p>(ウ)次の ①～④のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて※1が(a)又は(b)の仕様構造になっていること。</p> <p>①整流板</p> <p>②グリスフィルター</p> <p>③ファン</p> <p>④油受け皿</p> <p>(a)工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。</p> <p>(b)レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」※2、「親水(性)処理」※3又は「ホーロー(琺瑯)処理」※4のいずれかの表面処理を施したものの。</p> <p>※1 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。</p> <p>※2 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。</p> <p>※3 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。</p> <p>※4 ホーロー(琺瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。</p>
完了実績報告時 必要書類等	<p>●工事箇所を明記した平面図</p> <p>●工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真(同じアングル)</li> <li>・メーカー名や型番、製品名等が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> <p>●補足資料</p> <p>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</p>

<p>工事写真の 撮り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・ 申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> </ul>
<p>その他注意 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※ 諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(1) 家事の軽減に資する住宅設備の設置 ウ ビルトイン自動調理対応コンロ
仕様・性能	JIS S2103:2019 に規定する「ガスこんろ」又は、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で(ア)及び(イ)の機能を有すること。 (ア)こんろ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (イ)こんろ部又はグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わず調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。
完了実績報告時 必要書類等	●工事箇所を明記した平面図 ●工事写真 ・工事前、工事後の写真（同じアングル） ・メーカー名や型番、製品名等が確認できるラベル等の拡大写真 ●補足資料 ※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください
工事写真の 撮り方	・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。 ・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。
その他注意事項	・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 ※既存設備の撤去、処分費用 ※諸経費

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(1) 家事の軽減に資する住宅設備の設置 エ 浴室乾燥機
仕様・性能	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「電気温風機」「換気扇」又は「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転（換気扇との連動も可）と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの（浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る）であること。
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・メーカー名や型番、製品名等が確認できるラベル等の拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul> </li> </ul>
工事写真の撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(1) 家事の軽減に資する住宅設備の設置 オ 宅配ボックス
仕様・性能	次の(ア)~(エ)のすべてを満たすものであること。 (ア)保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。 (イ)保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること。 (ウ)使用時の安全性及び保安性が確保されていること。 (エ)表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。
完了実績報告時 必要書類等	●工事箇所を明記した平面図 ●工事写真 ・工事前、工事後の写真（同じアングル） ・メーカー名や型番、製品名等が確認できるラベル等の拡大写真 ●補足資料 ※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください
工事写真の 撮り方	・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。 ・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。
その他注意 事項	・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 ※既存設備の撤去、処分費用 ※諸経費

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(2) 防犯性の向上に資する開口部の改修
仕様・性能	<p>【窓・ドア】</p> <p>「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建物部品（CPマークを取得したもの）であること。</p>
完了実績報告時 必要書類等	<p>●工事箇所を明記した平面図</p> <p>●工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・使用材料（内窓、外窓、ガラス等）に貼られた製品ラベル（製品の納入時に貼り付けられているメーカー発行のガラスラベル（出荷ラベル）やサッシに貼られた製品名・型番）などの拡大写真</li> </ul> <p>●補足資料</p> <p>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</p>
工事写真の 撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> </ul>
その他注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目</li> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul>

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(3) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修
仕様・性能	<p><b>【窓・ドア】</b>            既存のサッシに内窓を設置して二重窓とすること、JIS A4706:2015（サッシ）に規定する遮音性能が T1 以上であるものに交換すること又は品確法に基づく日本住宅性能表示基準で定める透過損失等級（外壁開口部）の等級2以上であるものに交換すること。</p> <p><b>【複層ガラス】</b>            国土交通省「子育てグリーン住宅支援事業」の「生活騒音への配慮に資するガラスの基準」に準じる。</p>
完了実績報告時 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図</li> <li>●工事写真               <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> <li>・使用材料（内窓、外窓、ガラス等）に貼られた製品ラベル（製品の納入時に貼り付けられているメーカー発行のガラスラベル（出荷ラベル）やサッシに貼られた製品名・型番）などの拡大写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料               <ul style="list-style-type: none"> <li>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</li> </ul> </li> </ul>
工事写真の撮り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目               <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>

【2 子育て対応改修工事】	
対象工事	(4) キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事
仕様・性能	<p>改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り補助の対象となる。</p> <p>改修前にすでに対面キッチンであった場合、及びキッチンセットの移設による対面改修は補助対象外。</p> <p><b>【改修前 必須設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水に接続したシンク※5 を有する。</li> <li>・シンク又はコンロと一体的に隣接する調理台を有する。</li> <li>・コンロ（埋め込み式に限らない/IH クッキングヒーター含む）を有する。</li> <li>・コンロの上部に調理専用の換気設備を有する。</li> </ul> <p><b>【改修前 レイアウト】</b></p> <p>配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右 90 度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方又はいずれかの過半を視認することができない。又は視認することができる位置が 1 箇所である。</p> <p><b>【改修後 必須設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水に接続した新しいシンク※5 を設置する。</li> <li>・シンク又はコンロと一体的に隣接する新しい調理台※5 を設置する。</li> <li>・新しいコンロ(埋め込み式に限る/IH クッキングヒーター含む)を設置する。</li> <li>・コンロの上部に調理専用の新しい換気設備を設置する。</li> </ul> <p><b>【改修後 レイアウト】</b></p> <p>配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右 90 度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方又はいずれかの過半を視認することができる位置が 2 箇所以上ある。</p> <p>※5 W300 mm×D300 mm以上のものに限る。</p>

<p>完了実績報告時 必要書類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事箇所を明記した平面図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前後のキッチンとリビングとダイニングの位置関係が確認できること（寸法と縮尺の記載があるもの）</li> </ul> </li> <li>●立面図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事後の必須設備と吊り戸棚等、その配置が確認できること（寸法と縮尺の記載があるもの）</li> </ul> </li> <li>●工事写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真（同じアングル）</li> </ul> <p>【改修前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各必須設備の接写</li> <li>・必須設備全景（全設備の位置関係が確認できるもの）</li> <li>・過半を視認できないことが確認できる写真</li> </ul> <p>【改修後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各必須設備の接写</li> <li>・必須設備全景（全設備の位置関係が確認できるもの）</li> <li>・過半数を目視できることが確認できる写真</li> </ul> </li> <li>●補足資料 <p>※写真で型番や性能が確認できない場合に、納品書や出荷証明書などで、型番や性能を確認できるものを補足資料として提出ください</p> </li> </ul>
<p>工事写真の撮り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前、工事後の写真を同一アングルで撮影してください。</li> <li>・申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。</li> </ul>
<p>その他注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費を算出する際に付帯工事に含まれる項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>※既存設備の撤去、処分費用</li> <li>※諸経費</li> </ul> </li> </ul>